

## 令和5年度市町村企業版ふるさと納税支援事業

### 業務委託企画提案競技実施要領

令和5年度市町村企業版ふるさと納税支援事業業務委託企画提案競技の実施については、この要領に定めるとおりとする。

#### 1 委託業務名

令和5年度市町村企業版ふるさと納税支援事業業務委託

#### 2 委託する業務の内容

- (1) 市町村等と企業とのマッチング交流会を開催  
マッチング交流会の企画・実施、参加企業の募集及び寄附やその後のパートナーシップ連携に繋げるアフターフォローの実施。
- (2) SDGs及びESGの視点で寄附企業を紹介する報告書の作成  
企業の寄附インセンティブを高めるために県ホームページ上等で公表する報告書の作成。

#### 3 委託期間

契約締結日から令和6年3月8日まで

#### 4 予算額

上限 4,987千円

※本業務の契約締結に係る上限額（消費税及び地方消費税相当額を含む）であり、予定価格はこの範囲内で別途算定する。

#### 5 参加資格

次の(1)～(8)のすべてを満たす事業者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者ではないこと
- (2) 埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号）第91条の規定により、埼玉県の一般競争入札に参加させないこととされた者ではないこと
- (3) 企画提案書の提出期限までに、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けている者ではないこと
- (4) 企画提案書の提出期限までに、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けている者ではないこと
- (5) 民事再生法による再生手続き開始の申立て、会社更生法の規定による更生手続き開始の申立て又は破産法の規定による破産手続き開始の申立てが行われている者でないこと
- (6) 法人税、法人都道府県民税、法人事業税、消費税及び地方消費税等の納付すべき税金を滞納している者ではないこと
- (7) 物品買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（令和2年埼玉県告示870号）に基づく令和3年度・4年度の物品等競争入札参加資格者名簿に、登録業種区分が「催物、映画及び広告の企画・製作並びにその他役務」のA、B又はC等級として格付けされた者のうち、営業品目（小分類）が「催物の企画・運営等関連業務」、所在地区区分が「県内全域」、「準県内」若しくは「県外」で

登録された者又は令和2年4月1日以後に国や地方公共団体と本事業と同様な種類及び同等規模以上の契約履行実績を有する者であること

(8) 提案仕様書の内容を熟知し十分に理解した上で、本企画提案競技に参加できること

## 6 スケジュール

募集から業務の受注者の決定までのスケジュールは以下のとおりとする。

令和5年 2月 27日 (月)	要領の公開 (HPの公開)
令和5年 2月 28日 (火)	質問の受付開始
令和5年 3月 2日 (木) 15時まで	質問の受付期限
令和5年 3月 6日 (月)	質問への回答 (HPに掲載)
令和5年 3月 16日 (木) 17時まで	参加申請書の提出期限
令和5年 3月 17日 (金) 17時まで	企画提案書等の提出期限
令和5年 3月下旬頃	企画提案書等の審査
令和5年 4月上旬頃	委託先候補者決定、契約締結

## 7 企画提案募集から受注者決定までの手続き

### (1) 質問の受付及び回答

#### ア 質問の受付

本件に係る質問は、以下のとおり受け付けるものとする。

(ア) 質問方法：「令和5年度市町村企業版ふるさと納税支援事業業務委託企画提案競技に関する質問書」(様式第1号)に記入の上、下記電子メールアドレスに電子メールで送信するものとする。

(イ) 電子メールアドレス：a2760-01@pref.saitama.lg.jp

(ウ) 電子メールの件名：令和5年度市町村企業版ふるさと納税支援事業業務委託質問書  
(法人名)

(エ) 質問受付期間：「6 スケジュール」のとおり

#### イ 質問への回答

「6 スケジュール」の期日に県ホームページに掲載する。

### (2) 企画提案競技参加表明

本企画提案に参加を希望する法人(以下「参加希望者」という。)は、以下に基づき、あらかじめ参加表明を行うものとする。

#### ア 参加表明手続き(参加申請書の提出)

「令和5年度市町村企業版ふるさと納税支援事業業務委託企画提案競技参加申請書」(様式第2号)1部を提出すること

#### イ 提出期間

「6 スケジュール」のとおり(必着)

#### ウ 提出先

埼玉県企画財政部地域政策課地域振興担当

〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1 (本庁舎2階南西側)

電話：048-830-2773

電子メール：a2760-01@pref.saitama.lg.jp

## エ 提出方法

電子メール又は持参

※電子メールの場合は件名を以下のとおりとすること。また、必ずメールの到着確認の電話をすること

電子メール件名：「令和5年度市町村企業版ふるさと納税支援事業業務委託」参加表明  
(法人名)

※持参の場合は平日の9時から17時までの受付とする。

## (3) 企画提案書等の提出

企画提案書等の提出は以下に基づき行うものとする。

### ア 提出期間

「6 スケジュール」のとおり(必着)

### イ 提出先

埼玉県企画財政部地域政策課地域振興担当

〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1 (本庁舎2階南西側)

電話：048-830-2773

### ウ 提出書類

別添「令和5年度市町村企業版ふるさと納税支援事業業務委託仕様書(公募用)」を参照の上、実施要領「8 企画提案書等」に示す書類を提出すること。

### エ 提出部数

正本1部、副本4部及び電子データ(PDF・1ファイル)

※「8 企画提案書等」の「(2) 本県の競争入札参加資格を有さない参加者が提出する書類等」については2部(正本1部、副本1部)及び電子データ(PDF・1ファイル)

※正本についてはホチキス止め不要

### オ 提出方法

正本及び副本：持参又は郵送

※持参の場合は平日の9時から17時までの受付とする。

※郵送の場合は簡易書留等文書の到達が確認できる方法とすること。

電子データ：電子メール

### カ その他

(ア) 企画提案書等の提出については1提案者につき1提案に限る。(複数提案は不可)

(イ) 企画提案書等の提出後は、その内容を変更することはできない。また、提出された企画提案書等は返却しない。

(ウ) 参加申請に係るすべての費用(企画提案書の作成などに要する費用等)は参加希望者の負担とする。

## 8 企画提案書等

### (1) 全ての参加希望者が提出する書類等

提出する書類は以下のとおりとする。

なお、様式は任意とするが、全てA4判(横が望ましい)とすること。

#### ア 企画提案書

企画提案書は以下の構成とすること。

(ア) 表紙

- ・表題（令和5年度市町村企業版ふるさと納税支援事業業務委託 企画提案書）
- ・応募者の住所、代表者氏名並びに連絡担当者の氏名、電話番号、メールアドレス

(イ) 目次

(ウ) 提案内容等

- ・基本方針
- ・具体的な企画案
- ・SDGs及びESGの視点で寄附企業を紹介する報告書のデザインサンプル

※ デザインサンプルは「令和5年度市町村企業版ふるさと納税支援事業業務委託仕様書(公募用)」の仕様に沿って、「表紙」(1頁)及び「寄附企業、寄附事業の概要及び寄附企業がSDGs及びESGの視点で評価される寄附を実施している旨がわかる報告書」(見開き1頁、1社分)について作成すること。なお、掲載する写真や文章はイメージで構わない。

- ・各業務に係るスケジュール
- ・業務実施体制
- ・自社のPRできる事項、過去の実績
- ・その他必要と思われる事項

イ 見積書

経費を積算した内訳書を添付すること。

宛名は「埼玉県知事 大野元裕」宛とし、代表者印の押印は不要。

ウ 法人の概要が分かるもの（既存のパンフレット等）

エ 実施要領の「5 参加資格」を満たしている旨の誓約書（様式第3号）

(2) 本県の競争入札参加資格を有さない参加者が提出する書類等

提出する書類は以下のとおりとする。

なお、全てA4判とすること。

ア 定款又は寄附行為及び履歴事項全部証明書

履歴事項全部証明書については、提案日前3か月以内に取得したもの

イ 決算関係書類

過去1年分の貸借対照表及び損益計算書

ウ 各納税証明書

法人税、法人県民税（県内に事業所がある場合）、法人事業税（県内に事業所がある場合）、地方法人特別税（県内に事業所がある場合）並びに消費税及び地方消費税の納税証明書

エ 類似業務実績調書（様式第4号）

「5 参加資格」の（7）令和2年4月1日以後に国や地方公共団体と本事業と同様な種類及び同規模以上の契約履行実績が確認できる書類（契約書や業務完了報告書等の写し）を添付すること。

9 審査・選定

- (1) 県は本業務に関する業務委託契約先候補者選定委員会により、提出された企画提案書及びその他提出書類に基づき、企画提案の内容や業務実施能力などを総合的に審査する。

(2) 選定委員会による審査の結果、最も評価が高かった提案者を契約先候補者に選定する。

企画提案書等を提出した者が1者のときは、選定委員会が提案内容を総合的に審査し、本業務の委託先として適当であると認めた場合に、当該企画提案書等を提出した者を委託先候補者として選定する。

なお、審査は提案事業者から提出された企画提案書等を用いた書面審査とし、プレゼンテーション審査は実施しない。

書面審査に当たっては、提案内容について県から提案者に質問事項を送付する場合がある。県から質問があった場合、提案者は質問に対する回答を作成し県に送付することとする。

なお、回答内容は審査の対象とする。

(3) 審査の結果について、候補者及び候補とならなかった者に電子メールで速やかに通知する。

## 10 契約の相手方の決定方法

県は、委託先候補者と業務履行に必要な協議を行う。協議が整った場合は当該委託先候補者から改めて見積書を徴収し、当該見積書の内容を精査の上、随意契約による業務委託契約を締結する。

なお、委託先候補者との協議の結果、合意に至らなかった場合又は「5 参加資格」を満たさなくなったとき、若しくは不正と認められる行為をしたことが判明した場合は、次点の事業者と改めて協議を行う。

## 11 その他留意事項

### (1) 提案の失格、無効

次の各号いずれかに該当する申込みは無効とする。

- ア 談合その他不正行為が行われたと認められるもの
- イ 資格審査の結果、参加資格がないと認められるもの
- ウ 虚偽の申請により資格を得た者が提出したもの
- エ 指定する提出期限を越えて提出したもの
- オ 「8 企画提案書等」に示す提出書類がないもの
- カ 委託料上限額を超える金額で見積書を提出したもの

### (2) 企画提案競技の停止、中止及び取り消し

令和5年度当初予算案の歳入歳出予算が議決されなかったとき若しくは歳入歳出予算の当該金額に減額等があったとき又は緊急時等やむを得ない理由等により、企画提案競技を実施することができないと認められる場合は、企画提案競技を停止、中止又は取り消すことがある。なお、この場合において当該企画提案競技に要した費用は埼玉県に請求することはできない。

## 12 問い合わせ先

埼玉県企画財政部地域政策課 地域振興担当

電話：048-830-2773

電子メール：a2760-01@pref.saitama.lg.jp